



●問合せ先 市民課市民係 ☎72-2111内線414

マイナンバーカード交付通知書(はがき)が届いた人は、次の要領でカードを受け取ってください。

- 交付場所** 市民課(本館1階)
- 交付時間** 平日午前8時30分～午後5時

マイナンバーカードの交付のみです。
証明書の発行、住所異動届出などはできません！

臨時交付窓口を開設します

- 日時 4月10日(日)・24日(日)
5月15日(日)・29日(日)の**午前9時～正午**

※臨時窓口は大変込み合います。長時間お待たせすることがありますのでご了承ください

●必要なもの

- 交付通知書(はがき) 通知カード 住民基本台帳カード(持っている人のみ)
- 本人確認書類

A 1点でよいもの

住民基本台帳カード(写真付に限る)、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

B 2点必要なもの

〔氏名+生年月日または
氏名+住所の記載があるもの〕

健康保険証、介護保険者証、各種年金証書、生活保護受給者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、民間企業の社員証、本人名義の預金通帳、学生証、戦傷病者手帳、官公署が発行した証明書

※不明な場合はお問い合わせください



よくある質問に答えます！

Q. 子どもの本人確認書類は何がありますか？

乳幼児…健康保険証、乳幼児医療証、母子手帳など
小学生…健康保険証、預金通帳(氏名+住所が記載があるもの)、母子手帳など
中学生…健康保険証、預金通帳(氏名+住所が記載があるもの)、母子手帳、学生証など

のうちから2点

Q. 本人の代わりにカードを受け取れますか？

マイナンバーカードは本人に直接お渡しするものです。**必ず本人が来庁**してください。

15歳未満の人または成年被後見人の人は、本人と法定代理人の**両方**の来庁が必要です。上記の「必要なもの」に加え、下記の書類をお持ちください。

- ① 法定代理人の本人確認書類
- ② 法定代理人を証する書類(親の場合は戸籍謄本*、後見人の場合は登記事項証明書)

※本籍が小郡市の場合、または親子が同一世帯の場合は必要ありません

やむを得ない理由(病気、身体の障がいなどで来庁が困難である)で受け取りができない場合はお問い合わせください。

4月1日からマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間が変わります

平成28年3月31日まで 平日午前9時30分～**午後10時** → 平成28年4月1日から 平日午前9時30分～**午後8時**

※土日祝日(年末年始を除く)は変更ありません(午前9時30分～午後5時30分)

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178